

第 2 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成15年7月15日（火）午後2時より

場所：ホテル東日本宇都宮 3階 「大 和」

第2回宇都宮地域合併協議会 会議次第

日 時 平成15年7月15日(火)
午後2時～
場 所 ホテル東日本宇都宮
3階「大和」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 出席委員の報告

4 会議録署名委員の選任

5 報告事項

報告第2号 委員の変更について

報告第3号 宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について

報告第4号 小委員会の設置について

6 議 事

議案第5号 監査委員の選任について

議案第6号 市町建設計画の策定方針について

議案第7号 地域自治制度構築の基本方針について

7 その他

(1) 合併協定項目について

(2) 市町村の合併の特例に関する法律について

8 閉 会

報告第 2 号

委員の変更について

協議会規約第 7 条第 2 号の規定に基づく協議会委員を変更したので報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

宇都宮市

変更前 宇都宮市議会総務常任委員会委員長 大 竹 清 作

変更後 宇都宮市議会市町合併対策特別委員会委員長 山 崎 守 男

上河内町

変更前 上河内町議会総務常任委員会委員長 藤 江 政 夫

変更後 上河内町議会市町合併検討特別委員会委員長 藤 江 政 夫

報告第3号

宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について

宇都宮地域合併協議会会議運営規程等を次のように制定したので報告する。

平成15年7月15日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

宇都宮地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第9条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

3 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されなければならない。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 副会長及び委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 副会長及び委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の進行)

第5条 会議の議事は、全員の賛同をもって進めることを基本とし、意見の一致が困難な場合は、出席している副会長及び委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(会議録の調製)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議の開催年月日時及び会場

(2) 会議の出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が認めた事項

(会議録署名委員)

第7条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、非公開会議の議事に関わる記録は公開せず、委員についても当該議事の内容について、守秘義務を負う

ものとする。

(会議の傍聴)

第9条 何人も会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手續)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付票に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の30分前から開始し、先着順に行い、会議開催予定時刻の5分前に終了する。ただし、議長が認めた場合は、受付終了時間を延長することができる。

3 前項で定める傍聴人受付開始時点で、傍聴希望者が前条で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴席)

第12条 傍聴人は、議長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 会議の会場内において、鉢巻、ゼッケン等を着用し、示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害をするような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第16条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第17条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第18条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

宇都宮地域合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査及び審議するものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて協議会の委員又は規約第12条第1項に定める幹事会の幹事のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長各1人は、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(検討会)

第7条 小委員会に、必要に応じて検討会を設置することができる。

2 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか小委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

宇都宮地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、宇都宮地域合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会(以下「協議会」という。)に提出する事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般について必要な事項

(幹事)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、規約第1条で規定する構成市町(以下「構成市町」という。)の助役及び構成市町の長が指定する職員をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、宇都宮市の助役をもって充てる。
- 3 副幹事長は、幹事の中から幹事長が指名する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて構成市町の関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

宇都宮地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、宇都宮地域合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会の名称及び区分は、幹事長が定め、専門部会員は規約第1条で規定する構成市町の職員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 4人

2 役員は、専門部会員のうちから幹事長が指名する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する副部会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議結果及び経過について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか専門部会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

宇都宮地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営について必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第5条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等については、別に定めるものを除き、宇都宮市事務専決規程（昭和37年宇都宮市訓令第4号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他局長が特に重要であると認める事項

(専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 職員研修会の実施に関すること。
- (3) 協議会の広報広聴活動に関すること。

(4) その他事務局の運営に関すること。

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。

(2) 各種資料等の調製に関すること。

(3) その他軽易な事案に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。

2 会長及び幹事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇都宮市文書取扱規程(昭和36年宇都宮市訓令第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「課」とあるのは「事務局」と、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と、「担当」とあるのは「事務局職員」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱等については、宇都宮市公印規則(昭和36年宇都宮市規則第38号)の規定を適用する。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宇都宮市条例第6号)の規定を準用する。

2 事務局の職員の旅費については、宇都宮市の例により、事務局の予算において支給する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの市町において負担をする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

別表（第10条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	管 理 者
会 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 宇都宮地域 合併協議会 会 長 之 印 </div>	方 2 4	事務局次長
事務局長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 宇都宮地域 合併協議会 事務局長印 </div>	方 2 1	事務局次長

宇都宮地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）の第16条の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第1条で規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の負担金、補助金、繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(予算の流用及び充当)

第6条 会長は、予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会の会議に報告し、承認を経なければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を経たときは、当該決算の写しを構

成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手續)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

別表1(第4条第1項関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表2(第4条第2項関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条の規定に基づく会長及び副会長（以下「正副会長」という。）、規約第7条第1号の規定に基づく委員（以下「行政代表委員」という。）並びに規約第17条第1項の規定に基づく委員等（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年宇都宮市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく報酬額とする。

2 県外に居住する協議会委員等については、前項の規定にかかわらず、報酬額は別表に定める報酬額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会委員等で地方公共団体の常勤の職員等については、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に出席する以外の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

(旅費)

第4条 正副会長、行政代表委員及び規約第1条で規定する構成市町の常勤の職員が、協議会の会議以外の職務を行うために旅行したときは、宇都宮市の例により旅費を支給することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

別 表（第2条関係）

居 住 区 分	報 酬 額
東 京 都 内	20,000円

報告第4号

小委員会の設置について

宇都宮地域合併協議会小委員会を次のように設置したので報告する。

平成15年7月15日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

1 地域自治制度小委員会

特色ある地域づくりや地域課題の解決について、地域自らが担うための、新しい地域自治制度の構築について調査及び審議を行うため、地域自治制度小委員会を設置する。

2 市町建設計画小委員会

合併後の新市のまちづくりについて、総合的かつ効果的に調査及び審議を行うため、市町建設計画小委員会を設置する。

3 議会制度小委員会

合併後の新市の議会における、議員の定数及び任期の取扱いについて、調査及び審議を行うため、議会制度小委員会を設置する。

議案第 5 号

監査委員の選任について

宇都宮地域合併協議会監査委員を次のように選任する。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

監査委員

高根沢町収入役 小 川 征 男

議案第 6 号

市町建設計画の策定方針について

市町建設計画の策定方針は次のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

市町建設計画の策定方針について

1 目的

市町建設計画は、新市の建設を総合的かつ効果的に推進する指針として、新市の速やかな一体性の確立を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すことを目的とします。

2 基本方針

市町建設計画は、新市のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針となるものです。

そのため、計画の策定に当たっては、次のことに配慮します。

(1) まちづくりの方向性の提示

新市の現状のみならず、将来の見通しなどを織り込むとともに、合併後の将来都市像とそれを実現する施策の方向を示すことにより地域の展望を明らかにします。

(2) 均衡ある発展の推進

ア 新市の振興・一体感の醸成のため、それぞれの地域が有する自然、歴史、文化等の特性を活かした計画とするとともに、新市全体が活性化する施策を盛り込みます。

イ 既存の公共施設の活用やネットワーク化など、住民が日常の行政サービスを身近に受けられるための対策を盛り込みます。

ウ 地域の特性やバランス等を考慮しながら、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、公共施設の統合・整備の方策を盛り込みます。

(3) 地域自治システムの構築

地域の課題を地域自らが解決し、特色ある地域づくりを推進するため、新市における地域自治システムを盛り込みます。

(4) 健全な財政運営への配慮

新市建設のための事業は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく国や県の支援等を有効に活用するとともに、新市において健全な財政運営が行われるよう留意します。

(5) 住民にわかりやすい表現

新市の将来像などについて住民がよく理解できるよう、わかりやすい内容とします。

3 計画の内容

市町建設計画の内容は、概ね次に掲げる事項により策定します。

- (1) 合併の必要性
- (2) 計画の目的と期間
- (3) 人口・経済の見通し
- (4) 計画の基本方針
 - ア まちづくりの将来像
 - イ 新市の将来都市構造
 - ウ まちづくりの基本姿勢
- (5) 地域自治システムの構築
- (6) 新市の施策
- (7) 合併後の建設の根幹となるべき事業に関する事項（県の事業を含む）
- (8) 公共施設の統合整備に関する事項
- (9) 合併後の財政計画

4 計画の期間

新市が一体性を確立するまでに要する期間、また、合併特例債の充当期間を踏まえ、市町建設計画の期間は、合併年度およびこれに続く10年間とします。

- * 任意の宇都宮地域合併協議会において協議する項目は、「3計画の内容」に示す項目のうち、「(1)合併の必要性」～「(6)新市の施策」とします。

市町建設計画の骨子

1 序論

(1) 合併の背景と目的

ア 宇都宮地域を取り巻く社会経済状況と課題

イ 合併による効果

(2) 計画の目的と期間

ア 計画の目的

イ 計画の期間(目標年次)

2 新市の概況

(1) 位置と地勢, 気候 (2) 歴史的・文化的特性 (3) 人口・世帯数

(4) 面積 (5) 経済

3 社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

ア 総人口

イ 年齢構造

ウ 世帯数

エ 交流人口

(2) 経済の見通し

ア 経済規模

イ 就業人口

4 計画の基本方針

(1) まちづくりの将来像

(2) 新市の将来都市構造

(3) まちづくりの基本姿勢

5 新市における自治システム

6 新市の施策

7 地域ごとの計画

(1) 地域の区分

(2) 地域ごとの現況と特色

ア 旧宇都宮市

・ 地域資源

・ 主な公共施設

・ 拠点・軸

・ その他

イ 旧上三川町

・ 地域資源

・ 主な公共施設

・ 拠点・軸

・ その他

ウ 旧上河内町

・ 地域資源

・ 主な公共施設

・ 拠点・軸

・ その他

エ 旧河内町

・ 地域資源

・ 主な公共施設

・ 拠点・軸

・ その他

オ 旧高根沢町

・ 地域資源

・ 主な公共施設

・ 拠点・軸

・ その他

(3) 地域別計画

ア 旧宇都宮市

- ・ 現状と課題 ・ 地域の発展イメージ ・ 地域づくりの基本方針
- ・ 主要施策・事業 ・ 主要事業の概算事業費

イ 旧上三川町

- ・ 現状と課題 ・ 地域の発展イメージ ・ 地域づくりの基本方針
- ・ 主要施策・事業 ・ 主要事業の概算事業費

ウ 旧上河内町

- ・ 現状と課題 ・ 地域の発展イメージ ・ 地域づくりの基本方針
- ・ 主要施策・事業 ・ 主要事業の概算事業費

エ 旧河内町

- ・ 現状と課題 ・ 地域の発展イメージ ・ 地域づくりの基本方針
- ・ 主要施策・事業 ・ 主要事業の概算事業費

オ 旧高根沢町

- ・ 現状と課題 ・ 地域の発展イメージ ・ 地域づくりの基本方針
- ・ 主要施策・事業 ・ 主要事業の概算事業費

8 県の事業の推進

9 公共施設の適正配置と整備

10 財政計画

議案第7号

地域自治制度構築の基本方針について

地域自治制度構築の基本方針は次のとおり定める。

平成15年7月15日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

地域自治制度構築の基本方針について

合併には、自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方、住民と行政の距離が拡大するという懸念もあります。こうしたことから、地域の自治を充実強化し、住民自治の拡充を図ることにより、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があるため、その基本方針を以下のとおり定めます。

1 合併に伴う地域の課題

(1) 地域住民の主体的な取組

合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が市政に届きづらくなり、きめ細かな行政施策が不十分になるおそれがあることから、合併後においても、それぞれの地域の住民が主体的に地域の行政に取り組めるような仕組みが必要です。

(2) 地域の独自性と自立性の確保

合併により、自治体がひとつになることで、これまで各地域で主体的に運営されてきた行政の特性が発揮できなくなるおそれがあることから、合併後においても、地域の実情に応じた施策展開を行うことにより、地域の独自性と自立性を確保する必要があります。

2 地域自治制度構築の目的

(1) 住民自治の拡充

住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充を図ります。

(2) 都市内分権の推進

厳しい財政状況の中、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行財政基盤の強化を図るとともに、地域の特性を活かした施策を展開することが必要です。このため、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進します。

3 地域自治制度構築の基本方針

(1) 制度構築の基本方針

自治体規模の拡大による行財政の効率化を進める一方、地域コミュニティの進展による住民自治の拡充を図るため、以下の視点に基づき、新たな地域自治制度を構築します。

- ・ 住民の一体感を醸成しつつ、地域主体の自治システムを構築
それぞれの地域特性を活かし合いながら、住民の一体感を醸成し、新市一体となって発展を目指すとともに、地域が主体となった新たな自治システムを構築します。
- ・ 身近な地域の課題を住民が担う仕組みの構築
住民自治の拡充や地域特性を活かしたまちづくりが重要であることから、身近な地域課題を住民自ら担う仕組みを構築します。
- ・ 地域住民の参加と協働の推進
住民の参加や協働により、住民と行政がそれぞれの特性や能力を發揮し合いながら、多様な地域課題を迅速かつ効果的に解決します。

(2) 制度構築の方向性

- ・ 地域自治制度は、地域住民の行政活動への参加・拡充を基本とし、地域独自の施策事業を展開できる仕組みとします。
- ・ 市としての一体性を確保しながら地域の主体性を發揮する仕組みとして、合併前の旧町を単位に地域自治組織を設置します。

合併協定項目について

1 合併協定書について

- ・市町合併協議に際しては，新市における基本的事項や合併特例法に関する事項，住民生活に特に密着した各種行政サービスの方針など協議した事項を明確にし，新しい自治体の姿を明らかにすることが必要となります。
- ・また，先進事例等を参考にすると，合併に関する協議事項のうち重要な項目について「合併協定書」として文書化することが一般的となっています。

2 合併協定項目について

(1) 基本的な考え方

合併における協議項目のうち，合併協定書に記載する項目としては，次のような事項が含まれることとなります。

- ア 自治体の存立にかかわる基本的な事項
- イ 合併特例法による協議事項
- ウ 住民生活に密着した事項

(2) 具体的項目

ア 基本的事項

	項 目	説 明
1	合併の方式	<p>合併の方式については，「新設合併」と「編入合併」の2つの形態があります。</p> <p>新設合併の場合には，関係するすべての市町村を廃して，新たに1つの市町村を置くこととなり，旧市町村の法人格は消滅し，新しい市の法人格が発生します。</p> <p>編入合併の場合には，編入する市町村の法人格が存続し，編入される市町村の法人格が消滅します。</p>
2	合併の期日	<p>合併の期日は，法律上の規定はありませんが，合併特例法に基づく国や県の支援を受けるには，平成17年3月末までの合併が必要となります。</p> <p>合併の効力が生じる総務大臣の告示までには，協議会での新市建設計画の作成や，様々な協議事項の決定，合併市町村の議会や県議会の議決など，多くの事務手続きと時間を必要とします。</p> <p>また，合併による法人格消滅に伴う決算については出納整理期間がなく，即日決算であることや電算システム業務の移行などを考慮し，具体的な期日を設定することが必要です。</p>

	項 目	説 明
3	新市の名称	<p>新市の名称については、新設合併の場合は合併関係市町村がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが通常です。名称変更には、県知事と協議し、条例で名称を定めることが必要です。</p>
4	新市の事務所の位置	<p>新設合併の場合には、新たに事務所の位置を決めなければなりません。</p> <p>編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となります。</p> <p>なお、事務所の位置を変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮を払うことが必要です。</p>

イ 合併特例法による協議事項

	項 目	説 明
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	<p>議会議員の定数及び任期の取扱いについては、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められており、この取扱いをどうするか協議会で協議することになります。</p>
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>農業委員会は、原則として市町村に1つ置かれ、その委員は、選挙による委員（選挙委員）及び選任による委員（選任委員）によって構成されています。</p> <p>合併特例法及び農業委員会法では、特例措置を設けていますので、この取扱いについて協議することになります。</p>
7	地方税の取扱い	<p>税によって税率が異なっている場合や、課税する税目が異なっている場合などがありますので、合併後、直ちに新市の全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠く恐れもあることから、合併特例法では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税をすることができる」とされています。</p> <p>協議会では、合併後、不均一課税をするか否か、また不均一課税をする場合は、その税目、実施時期等について協議することになります。</p>

	項 目	説 明
8	一般職の職員の身分の取扱い	<p>新設合併の場合は全ての合併市町村，編入合併の場合は編入される合併関係市町村の法人格が消滅するため，これら市町村に勤務していた職員はいったん身分を失うこととなりますが，こうした不合理を避けるために，合併特例法において，「合併関係市町村は，その協議により市町村の合併の際，現にその職に在る合併関係市町村の一般職員の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められています。</p> <p>協議会では，合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取組を協議することになります。</p>

ウ その他の協議事項

	項 目	説 明
9	地域自治制度（地域審議会等）の取扱い	<p>合併には，自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方，住民と行政の距離が拡大するという懸念もあります。こうしたことから，「地域自治組織」を設置するなど，地域の自治を充実強化し，住民自治の拡充を図ることにより，地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があります。</p> <p>また，合併特例法における地域審議会は，合併関係市町村の区域であった区域ごとに，期間を定めて設置することができますが，これについては，地域自治制度の内容に関連することから，地域自治制度の中で協議していくこととなります。</p>
10	財産の取扱い	<p>財産及び債務の取扱いについては，合併後の市町村の一体性の観点から，合併関係市町村が持っていた財産及び債務は，すべて新市に引き継ぐことが原則になります。</p>

	項 目	説 明
1 1	特別職の身分の取扱い	<p>新設合併の場合には，市町村の法人格が消滅するため，市町村長，助役，収入役，各種委員会委員等の特別職は失職し，編入合併の場合には，編入される合併関係市町村の特別職は失職し，編入する市町村の特別職の身分に変動はありません。</p> <p>協議会では，特別職の職員をどのように処遇するかについて，協議することになります。</p>
1 2	条例，規則等の取扱い	<p>新設合併の場合には，それまで施行されていた条例規則等はすべて失効し，新市の条例，規則等が施行されることになります。</p> <p>編入合併の場合には，編入される合併関係市町村の条例規則等は失効し，編入する市町村の条例・規則が適用されます。この場合，編入する合併関係市町村は，合併協議会によって定めた各種特例のうち条例，規則等で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等），新たに編入する市町村の施設として設置するための条例，規則等の整備を行うことになります。</p>
1 3	事務組織及び機構の取扱い	<p>新設合併の場合には，市町村の法人格が消滅するため，条例や規則等に基づいて，組織や機構を新たに設置する必要があります。</p> <p>組織の内容（本庁組織，出先機関，附属機関など）については，協議会においてあらかじめ方針を定め，合併後の事務処理に支障のないよう準備を進めておく必要があります。</p> <p>編入合併の場合には，編入する市町村の組織や機構が，編入される市町村の事務に対応できるように，必要に応じて機構改革を行い，円滑に事務引き継ぎができるための措置が必要になります。</p> <p>特に，編入する市町村の事務所の取扱いをどうするか協議する必要があります。</p>
1 4	一部事務組合等の取扱い	<p>農業共済，衛生などの一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には，当該組合等の脱退，加入の手续や規約変更の手续が必要になります。</p> <p>この他，土地開発公社，第三セクター等の取扱いについても十分協議を行う必要があります。</p>

	項 目	説 明
15	使用料, 手数料等の取扱い	合併関係市町村の間で同一目的の施設や, 同一種類の事務に関して違いがある場合, 合併後の取扱いを協議することになります。
16	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体とは, 合併関係市町村の区域内にある, 社会福祉協議会, 農業協同組合, 商工会議所等の公共的活動を営むすべての団体です。</p> <p>合併特例法では, 「公共的団体等は, 市町村の合併に際し, 合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため, その統合整備を図るよう努めなければならない」とされています。</p> <p>したがって, できるだけ公共的団体等の統合整備が進むよう協議会において十分審議しておくことが必要です。</p>
17	補助金・交付金等の取扱い	<p>合併関係市町村においては, それぞれの施策として各種団体に対して補助金や交付金等を交付したり, 個人給付をしています。</p> <p>合併に際しては, これらの制度の調整が必要になります。</p> <p>それぞれの制度の経緯や実情を踏まえ, 新市の財政状況等に配慮しつつ取扱いを協議することになります。</p>
18	町名・字名の取扱い	<p>町・字の区域や名称は, 地域の歴史や文化がしみ込んだ, 住民にとって大変愛着の深いものですから, 合併しても従来どおり存続させる場合があります。</p> <p>また, 同一または類似する字名等細部については十分に協議する必要があります。</p>
19	慣行の取扱い	<p>市町村章, 市町村民憲章・宣言, 市町村の花・木・鳥・歌等, 各種行事や各市町村の慣行については, 地域の伝統文化との強い結びつきや愛着の深いものがあります。</p> <p>これらの慣行については, 地域の特性や個性, 住民生活に十分配慮しつつ, 一方では新市の一体性の確保といった観点にも注意しながら, 取扱いを協議することになります。</p>

	項 目	説 明
2 0	国民健康保険事業の取扱い	<p>国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料（税）を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なります。</p> <p>このため、地方税の取扱いと同様に不均一の取扱いを行うことができますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一していくことが適当です。</p>
2 1	介護保険事業の取扱い	<p>介護保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なります。給付制度の相違も見られますので、協議会での協議が必要になります。</p>
2 2	消防団の扱い	<p>消防団は、合併時に統合することが適切であるとされています。消防団員の手当、出初め式などの行事の調整が必要になります。</p>
2 3	各種事務事業の取扱い	<p>電算システム事業、広報広聴関係事業、納税関係事業、交通関係事業、保健衛生事業、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業、保育事業、生活保護事業、健康づくり事業、ごみ収集運搬業務、環境対策事業、農林水産事業、商業観光事業、社会教育事業などについて、住民負担、住民サービスが異なっているものの調整が必要です。</p>

エ 市町建設計画

	項 目	説 明
2 4	市町建設計画	<p>合併関係市町村の総合計画に定める将来像を踏まえつつ、合併後の新市を建設していくための基本方針やまちづくり計画などについて、合併協議会が作成するものであり、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関する展望を示す、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。</p> <p>新市建設の基本方針や主要事業、財政計画など合併特例法に規定されている事項のほか、新市の将来像や地域自治制度など新たなまちづくりの方向性について示すこととなります。</p> <p>なお、この計画に基づいて行われる事業については、国等からの財政措置が講じられることとなります。</p>

市町村の合併の特例に関する法律について

1 法の沿革と趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)は、昭和の大合併時に施行された「町村合併促進法」(昭和28年施行)、「新市町村建設促進法」(昭和31年施行)に替わり、昭和40年に市町村合併に関する障害を取り除き、市町村合併の円滑化を図るため、10年間の時限立法として制定施行されました。

その後、昭和50年、60年に期限延長の改正がなされてきましたが、近年の市町村行政の広域化の要請に対処するため、平成7年には、期限の延長と併せ、「自主的な市町村の合併を推進する」との立場から合併に向けて積極的な環境整備を図るために大幅な改正が行われました。

さらに、平成11年以降は、財政支援や住民発議制度の拡充をはじめとする改正がされ今日に至っています。

この法律の期限は平成17年3月31日となっており、期限内に合併した市町村に適用されますが、国においては、合併特例債等の財政支援については、期限後の延長はしない旨表明しています。

2 法の概要(主な特例)

(1) 市制移行の人口要件の緩和(通常5万人)

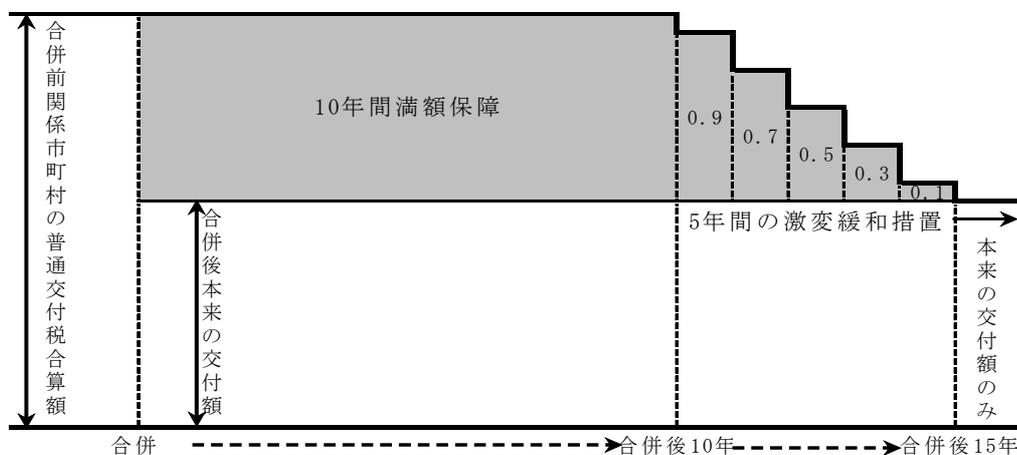
平成17年3月までに合併した場合に限り市制移行の人口要件を3万人以上とし、その他の要件が不要となります。

(2) 地方税の不均一課税

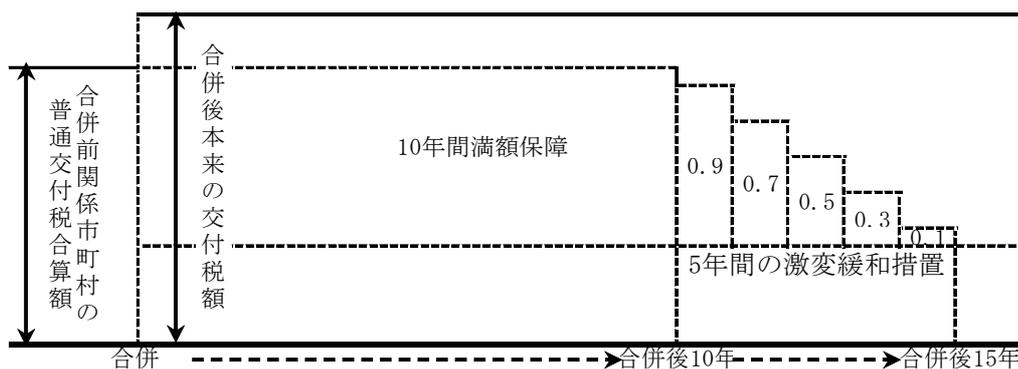
合併年度及びこれに続く5年に限り不均一の課税又は課税免除が可能となります。

(3) 地方交付税の算定替え特例

合併年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合の交付額（合併関係市町村の合算額）を補償し、その後5年間で激変緩和措置が適用されます。



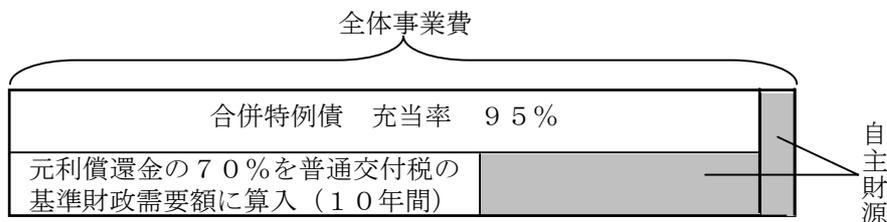
*** 1市4町が合併した場合、合併後の交付税額が、合併前の交付税額（関係市町の合算額）を上回る可能性があります、この適用を受けない場合があります。**



⇒ 「3 国及び県の財政支援」参照

(4) 地方債の特例（合併特例債）

市町村建設計画に基づくもので、合併市町村の速やかな一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業（合併市町村が行うものに限る）については、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債を充当（充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入）できます。



⇒ 「3 国及び県の財政支援」参照

(5) 議会の議員の定数・在任等に関する特例

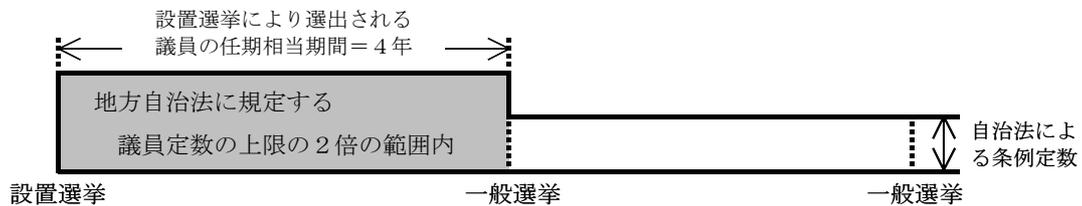
合併が行われたとき、原則として、新設合併であれば関係市町村の議会の議員はすべて失職し、編入合併であれば編入される市町村の議会の議員はすべて失職します。

また、議員定数に関しては地方自治法にその上限数が規定されており、その上限数を超えて議員定数を規定することはできません。

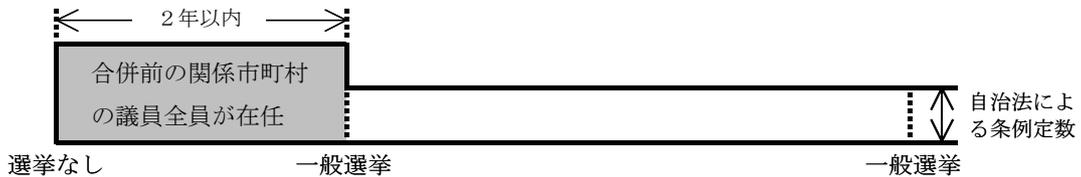
しかし、議員数が激減することや、編入合併の場合には編入された区域から適正に代表を選出する必要があることなどから、合併時の議員の定数及び任期について特例を設けています。

ア 新設合併の場合

新たな市町村の設置にともなう選挙で選出される議会の議員の任期に限り、地方自治法に基づく議員数の上限の2倍までの議員を置くことができます（定数特例）。

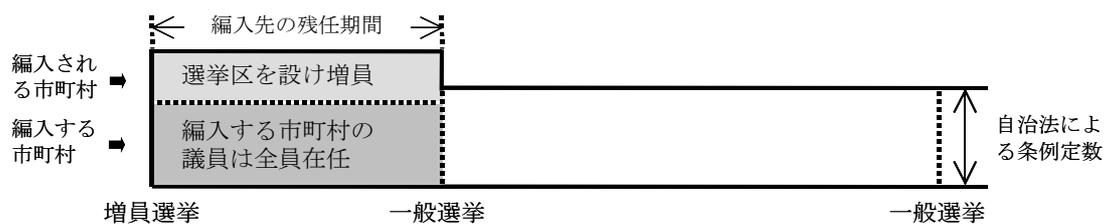


もしくは、合併関係市町村の議会の議員は、最長2年の期間に限り新たな市町村の議会の議員となることができます（在任特例）。

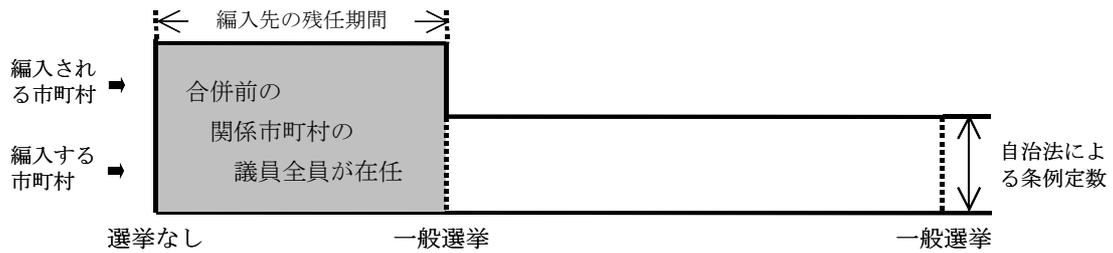


イ 編入合併の場合

編入された旧市町村の区域ごとに、人口に応じて定数を設定した選挙区を設け、編入した市町村の議会の議員の任期までの増員選挙を実施することができます（定数特例）。

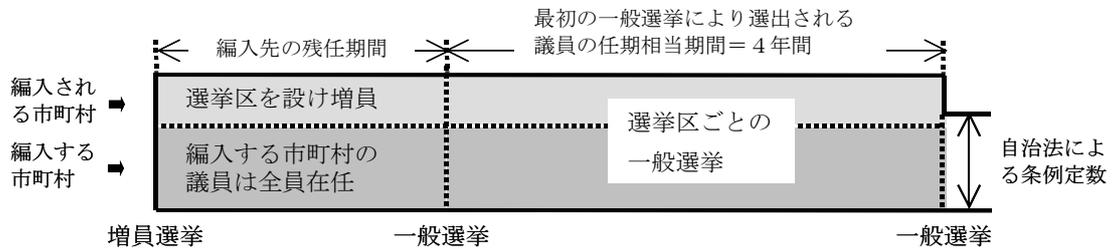


もしくは、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、その市町村の議会の議員とすることができます（在任特例）。

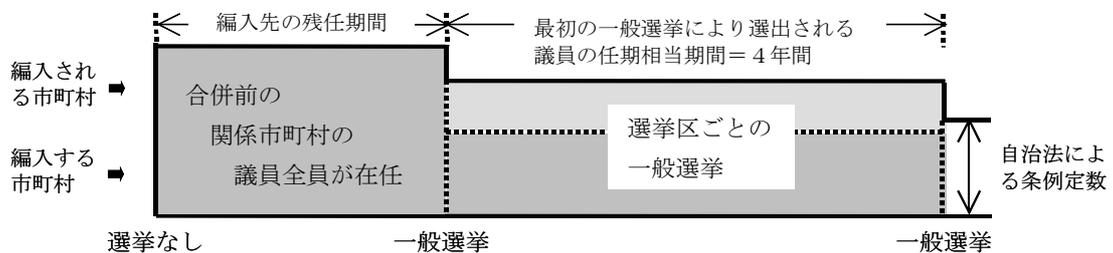


また、編入合併の際に定数特例もしくは在任特例を適用した場合、合併後の最初の一般選挙により選出される議員の任期相当期間に限り、再度、定数特例を適用できます。

(定数特例適用後に再度定数特例を適用)



(在任特例適用後に定数特例を適用)



市議会議員の定数の上限（地方自治法第91条第2項）			
（人口）	（上限）	（人口）	（上限）
5万未満	26人	30万以上50万未満	46人
5万以上10万未満	30人	50万以上90万未満	56人
10万以上20万未満	34人	90万以上	56人+40万人ごとに
20万以上30万未満	38人		8人増（最大96人）

ウ 合併がなければ議員共済年金の受給資格（在職12年以上）を満たした者に年金受給資格が付与されます。

3 国及び県の財政支援（主なもの）

		支援の種類と概要	1市4町の場合の支援の額等
合併前	国	① 補助金（合併準備補助金） ○ 法定協議会構成市町村に対し定額補助（500万円） ----- ② 特別交付税 7) 合併準備経費に対する財政措置 ○ 合併協議会への負担金や啓発事業等について1/2を措置 4) 合併移行経費に対する財政措置 ○ 合併前に要する電算システム統一等の対象経費の1/2を措置 ----- ③ 地方債（合併推進債） 7) 合併推進のための建設事業に対する財政措置 ○ 合併重点支援地域において関係市町村がそれぞれに相応の負担をして実施する公共施設の整備事業等について ・ 合併推進債 充当率 90% ・ 元利償還金の50%を普通交付税の基準財政需要額に算入	2,500万円(上限)
	県	① 補助金（市町村合併推進支援補助金） 7) 合併重点支援地域への支援 ○ 任意協議会1地区につき500万円（補助率5/10） ○ 法定協議会1地区につき500万円（補助率10/10） 4) 複数の市町村で構成する研究会への支援 ○ 1市町村につき100万円（補助率5/10） 5) 民間団体活動に対する支援 ○ 調査研究・普及啓発事業等に対し200万円（補助率5/10）	7) 任意協議会で500万円 ・ 法定協議会で500万円 計 1,000万円(上限)
合併後	国	① 補助金（合併市町村補助金） ○ 合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けた事業について合併年度を含め3年間補助	3年間で8.4億円(上限)
		② 普通交付税 7) 普通交付税の算定の特例 ○ 合併後10年間は合併しなかった場合の普通交付税額（関係市町村合計）を全額補償。その後5年間激変緩和措置 4) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 ○ 基本構想の策定やネットワーク化等、行政の一体化に要する経費を5年間に渡り基準財政需要額に算入	5年間で30億円
	③ 特別交付税（包括的特別交付税措置） ・ 公共料金格差調整等に対し合併後3年間で傾斜交付	3年間で8.2億円	
県	④ 地方債（合併特例債） 7) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置 ○ 市町村建設計画に基づく事業について ・ 合併特例債 充当率 95% ・ 元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入 4) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 ○ 市町村単位の地域振興等のために行う基金造成に対し ・ 合併特例債 充当率 95% ・ 元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入	7) 標準全体事業費604億円(上限) 4) 基金規模40億円(上限)	
	① 県特別交付金（市町村合併特別交付金） ○ 合併に伴い必要な事業について、国庫補助金及び地方債を充当した後の市町村負担額に充当するために交付。	3年間で8億円(上限)	

合併に向けた取組状況等

1 合併協議会の設置状況（全国）

（平成 15 年 4 月 1 日現在）

市町村数	合 計		法 定 協 議 会		任 意 協 議 会	
	協議会数	4 6 3	協議会数	2 9 6	協議会数	1 6 7
3 , 1 9 0	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
	1 , 8 6 6	5 8 . 5	1 , 2 1 8	3 8 . 2	6 4 8	2 0 . 3

2 合併協議会の設置状況（地方別）

（平成 15 年 4 月 1 日現在）

	市町村数	合 計		法 定 協 議 会		任 意 協 議 会	
	3 , 1 9 0	協議会数	4 6 3	協議会数	2 9 6	協議会数	1 6 7
北 海 道	2 1 2	協議会数 8		協議会数 2		協議会数 6	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		3 9	1 8 . 4	9	4 . 2	3 0	1 4 . 2
東 北	3 9 7	協議会数 3 9		協議会数 1 8		協議会数 2 1	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		1 8 9	4 7 . 6	8 1	2 0 . 4	1 0 8	2 7 . 2
関 東	4 4 7	協議会数 4 5		協議会数 2 8		協議会数 1 7	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		1 6 8	3 7 . 6	9 8	2 1 . 9	7 0	1 5 . 7
中 部	6 5 8	協議会数 9 8		協議会数 5 6		協議会数 4 2	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		4 1 7	6 3 . 4	2 4 2	3 6 . 8	1 7 5	2 6 . 6
近 畿	3 9 2	協議会数 5 3		協議会数 4 2		協議会数 1 1	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		2 2 0	5 6 . 1	1 6 9	4 3 . 1	5 1	1 3 . 0
中 国	3 1 1	協議会数 6 7		協議会数 5 1		協議会数 1 6	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		2 3 6	7 5 . 9	1 9 4	6 2 . 4	4 2	1 3 . 5
四 国	2 0 9	協議会数 4 0		協議会数 3 3		協議会数 7	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		1 5 2	7 2 . 7	1 2 6	6 0 . 3	2 6	1 2 . 4
九 州	5 6 4	協議会数 1 1 3		協議会数 6 6		協議会数 4 7	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
		4 4 5	7 8 . 9	2 9 9	5 3 . 0	1 4 6	2 5 . 9

3 平成7年度以降の合併の状況（現行特例法に基づく合併）

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
H7.9.1	鹿嶋市	鹿嶋町，大野村	編入
	あきる野市	秋川市，五日市町	新設
H11.4.1	篠山市	篠山町，西紀町，丹南町，今田町	新設
H13.1.1	新潟市	新潟市，黒埼町	編入
H13.1.21	西東京市	田無市，保谷市	新設
H13.4.1	潮来市	潮来町，牛堀町	編入
H13.5.1	さいたま市	浦和市，大宮市，与野市	新設
H13.11.15	大船渡市	大船渡市，三陸町	編入
H14.4.1	さぬき市	津田町，大川町，志度町，寒川町，長尾町	新設
	久米島町	仲里村，具志川村	新設
H14.11.1	つくば市	つくば市，荃崎町	編入
H15.2.3	福山市	福山市，内海町，新市町	編入
H15.3.1	南部町	南部町，富沢町	新設
	廿日市市	廿日市市，佐伯町，吉和村	編入
H15.4.1	加美町	中新田町，小野田町，宮崎町	新設
	神流町	万場町，中里町	新設
	南アルプス市	八田町，白根町，芦安村，若草町，櫛形町，甲西町	新設
	山県市	高富町，伊自良村，美山町	新設
	静岡市	静岡市，清水市	新設
	呉市	呉市，下蒲刈町	編入
	大崎上島町	大崎町，東野町，木江町	新設
	東かがわ市	引田町，白鳥町，大内町	新設
	新居浜市	新居浜市，別子山村	編入
	宗像市	宗像市，玄海町	新設
H15.4.21	あさぎり町	上村，免田町，岡原村，須恵村，深田村	新設
	周南市	徳山市，新南陽市，熊毛町，鹿野町	新設
H15.5.1	瑞穂市	穂積町，巢南町	新設
H15.6.6	野田市	野田市，関宿町	編入
H15.7.7	新発田市	新発田市，豊浦町	編入

4 市町村数の推移

S22.8	S40.4	S50.4	H7.4	H11.4	H14.4	H15.4
10,505	3,392	3,257	3,234	3,229	3,218	3,190
-	7,113	135	23	5	11	28